



石狩市

No.53 2025年1.2月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 広聴・市民生活課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り



消費生活相談現地研修会を 開催します！

消費生活サポーターと消費者被害防止ネットワークのメンバーが、北海道内の身近な消費生活相談事例について学ぶ現地研修会を、年明け2026年2月3日（火）に開催します。



どんな勉強をするの？

詐欺…投資詐欺やフィッシングなど、道内でも巨額の詐欺被害が後を絶たず、ニュースになっています。最近では警察になりすまして個人情報や金銭を取得しようとする「警察詐欺」も発生しています。また、オレオレ詐欺も再び増加傾向です。



副業・クレサラ…「誰でももうかる方法を教える」と高額な情報商材等の購入を勧め、払えない人には一日で複数の消費者金融から、職業や年収等を偽って借金して払うように指示する、悪質な副業勧誘。SNSで勧誘し、学生など若い人からどんな人でも被害に遭う可能性があります！

「誰でももうかる方法を教える」と高額な情報商材等の購入を勧め、払えない人には一日で複数の消費者金融から、職業や年収等を偽って借金して払うように指示する、悪質な副業勧誘。SNSで勧誘し、学生など若い人からどんな人でも被害に遭う可能性があります！



定期購入…通信販売で多いトラブルが、初回は安く購入できるけれど、2回目以降は支払いが高額になる「定期購入」。最近では初回の価格の安さと「定期縛りなし」などの文言と、解約時の条件に関するトラブルが続出しています。



クーリング・オフ…訪問販売や電話勧誘販売などで、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる場合があります。

訪問販売や電話勧誘販売などで、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる場合があります。

SNSによる勧誘に適用できることも！



講師



北海道立消費生活センターで全道からの消費生活相談を受けている、経験豊富な相談員の先生が、道内の事例をわかりやすく解説します。





インターネットショッピングの返金詐欺にご注意を！

【事例】 注文した商品が在庫切れのため、返金すると言われ、指示されたとおりに〇〇ペイのアプリで手続きしたら相手に送金していた

商品をインターネットで検索したところ、他のショップより安く売っているサイトがあったので注文し、その日のうちに注文確認メールに記載されていた個人名義の口座に2万円を振り込んだ。

翌日ショップからメールが来て、「在庫切れのため返金する。〇〇ペイで返金するのでLINEにこのアカウントを友達登録して」とあったので指定されたアカウントを友達登録した。その後、LINEの無料通話機能で話しながら、指示されたとおりに〇〇ペイのアプリの「送る」ボタンを押した。おかしいと思い確認したところ、2万円を送金したことになっていた。

【「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！】

インターネット通販で購入した商品代金等の返金の際に、

- ・LINEの友達登録や画面共有を促された
- ・「〇〇ペイで返金します」と連絡が来た

→相手の指示には従わず、最寄りの消費生活センターに相談してください。

→被害に遭ってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に連絡し、警察に相談してください。

【通販サイト利用の注意】

販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。

<詐欺サイトの特徴>

- ・サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ・市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ・価格が通常より安い、大幅に値引きされている。
- ・支払方法が銀行振込や電子マネーに限定されている。
- ・振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ・キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン **188**

いやいや!
局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。